

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市条例第17号

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号および第2号中「第30条の3」の次に「および第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。